

令和7年 網走市議会
文教民生委員会 会議録
令和7年2月27日(木曜日)

○日時 令和7年2月27日 午前11時30分開会

建築課長 小原 功

○場所 議場

○議件

1. 網走市空家等対策計画兼空き家対策総合実施計画について
2. 第4次網走市食育推進計画の策定について
3. 第3期網走市地域福祉計画について
4. 第3期網走市子ども・子育て支援事業計画について

○事務局職員

事務局長 岩尾 弘 敏
次 長 石 井 公 晶
総務議事係長 和 田 亮
総務議事係 早 渕 由 樹
係 山 口 諒

午前11時30分開会

○出席委員(7名)

委員長	永本浩子
副委員長	村椿敏章
委員	金兵智則
	栗田政男
	里見哲也
	古田純也
	古都宣裕

○永本浩子委員長 ただいまから、文教民生委員会を開会いたします。

本日の委員会ですが、所管事務調査であります。

それでは、議件1. 網走市空家等対策計画兼空き家対策総合実施計画について説明を求めます。

○八百坂則勝生活環境課参事 網走市空家等対策計画兼空き家対策総合実施計画の策定について説明いたします。

資料1号を御覧願います。

1. 計画策定について御説明します。

市は、国が策定した空家等対策の推進に関する特別措置法、通称空家法に基づき、網走市空家等対策協議会を立ち上げ、空き家対策を総合的かつ計画的に推進するために、平成31年4月に網走市空家等対策計画を策定しました。現在の計画が期限を迎えるに当たり、新たな計画については、現在の計画とは別に策定しております網走市空き家対策総合実施計画を合わせた網走市空家等対策計画兼空き家対策総合実施計画として新たに策定するものです。

この2つの計画は、市の解体費の事業で、国から事業費の一部補助を受けるために策定する必要がございましたが、内容が重複する部分が多いため、令和5年3月に国より1つの計画として合理化を図ることが示されたことから、新たな計画案について、網走市空家等対策協議会を2回、庁内の職員で構成します網走市空き家等対策検討会議を開催し、意見の集約を図ってまいりました。

なお、この計画は、国の補助申請に必要な書類の一部となっていることから、国が示す項目に沿った内容となっております。

次に、計画案について御説明します。

○欠席委員(0名)

○議長 平賀貴幸

○傍聴議員(5名)

小田部 照
澤谷 淳子
立崎 聡一
松浦 敏司
山田 庫司郎

○説明者

副市長	後藤利博
市民環境部長	田邊雄三
健康福祉部長	結城慎二
健康福祉部参事監	永森浩子
生活環境課長	寺口貴広
生活環境課参事	八百坂則勝
健康推進課長	本橋洋樹
健康推進課参事	今野多賀子
社会福祉課長	清杉利明
子育て支援課長	岩本純一
子育て支援課参事	東出信幸

資料1の別冊1ページを御覧願います。

計画の位置づけについてですが、上段に国や北海道による空き家等の対策の推進について、中段に市の空き家対策の推進について、下段に国が示しております補助申請に必要な事項を記載しております。

また、下段の図は、本計画が、国が示す空家法や住宅市街地総合事業制度要綱や網走市総合計画に即しながら、市の空き家対策に関するほかの計画と整合性を取りながら本計画を策定することを図で示したものです。

2ページを御覧願います。

1. 計画の実施地区の区域についてですが、網走市全域としております。

次に、2. 基本的方針(1)実施地区の概要についてですが、国が5年前に調査実施している令和5年実施の住宅の土地統計調査の結果とその要因について記載しています。

次に、(2)実施地区の課題についてですが、これまで市に寄せられた相談などから対策の課題と考えられる5点を記載しております。

次に、(3)実施地区の整備の方針についてですが、①所有者等による管理の原則では、所有者による空き家の適正管理に関する周知啓発、②地域住民、民間事業者と連携した対策の取組では、地域住民と民間事業者と連携した空き家の適正管理や利活用について、3ページに進みまして、③特定空家等の取組では、特定空家等が地域住民の生活環境に悪影響を与えることから優先的に取り組むこと、④住民からの相談に対する取組は、空き家の所有者などに対する情報提供や専門家との連携について記載しております。

次に、(4)空き家等対策の計画期間についてですが、最上位計画である網走市総合計画の計画期間である2027年度、令和9年度に合わせ、令和7年4月から令和10年3月までの3年間としました。

次に、(5)空き家対策総合実施計画の目標についてですが、活用については、計画期間3年で60棟としています。除却については、特定空家等を対象としたものは、計画期間3年で3棟としています。同様に、空き家住宅等は、計画期間3年で18棟としています。

次に、(6)空き家等に関する対策の実施体制についてですが、①網走市空家等対策協議会の設置では、協議会の目的、根拠、構成について、4ページに進みまして、②網走市空き家等対策検討会議の設

置も同様に示しております。

次に、③庁内の組織体制及び役割についてですが、市役所における空き家の活用に関する全庁的な取組を4ページから5ページに記載しております。

次に、④関係機関との連携についてですが、空き家等に関する相談に適切に対応するための連携先を記載しています。

次に、6ページに進みまして、⑤特定空家等に対する措置等のフローについてですが、空き家等となつてからの措置について記載しております。

7ページを御覧願います。

空き家等の活用と除却に関する事項についてですが、(1)(2)ともに、国が補助の要件として示す項目に沿った事項を記載しています。

また、(1)の空き家対策基本事業に関する事項についてですが、この表は、国の空き家対策総合支援事業に基づいて市が計画されるものについて記載することとしています。

次に、4. 他の空き家対策に関する事項(1)住民等からの空き家等に関する相談の対応についてですが、空き家等に関する相談窓口として、生活環境課と建築課を主に、必要に応じて関係部署と連携を取りながら対応することを期待しています。

8ページを御覧願います。

(2)空き家対策総合支援事業の補助対象外の空き家対策に関する取組について記載しており、表の2事業のとおりです。

次に、5. その他必要な事項、各地域での空き家対策の検討と情報の共有は、空き家に関する情報公開について、(2)他法令との連携につきましては、空家法や市の条例以外の関係法令による空き家等に対する措置が可能なこともあることから、内部で情報を共有することを記載しています。(3)計画の検証と見直しについては、空き家等に関する調査結果や取組など、必要に応じて計画の見直しを行うものとしています。

次に、資料1号に戻りまして、2ページを御覧願います。

3. 今後の進め方について御説明します。パブリックコメントの実施についてですが、対象は市民とし、応募の方法は専用用紙に記入し、郵送もしくは持参、メール、ファックスをしていただきます。専用の用紙は、市の公式サイトからダウンロードするか、生活環境課及びエコーセンターで配布します。

受付の期間は、令和7年2月28日から3月21日ま

で募集いたします。

その結果を、3月末に開催を予定している網走市空家等対策協議会に報告し、策定をしまいにします。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 ただいまの説明で質疑等ございますでしょうか。

○里見哲也委員 別冊の案のほうの3ページでいうところの(5)で、3年間の計画の中で活用、60棟ということは、割り算すると年間20棟ということですが、かなり積極的にこの課題について取り組んでいかれるという、そういう方針なんかを伺います。

○八百坂則勝生活環境課参事 4ページの(5)空家対策の総合計画の目標についてでございますが、こちらはですね、市の住環境改善補助制度、こちらを活用しまして、空き家となつてから1年以内にリフォームを行った件数でございます、令和4年から令和6年の平均を基に年20棟を見込んだものでございます。

○里見哲也委員 理解しました。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○金兵智則委員 1点、これからパブコメを取るんだということであつたんですけども、これ、なんかほかのパブコメって各コミュニティセンターにみたいなものもあつたんですけども、なんか専用用紙は生活環境課とエコセンターにしか置いてないみたいなんですけれども、これって何か理由があるんですか。

○八百坂則勝生活環境課参事 特に理由ということではございません。うちのほうで、ちょっと内部の協議の中でですね、一応この2か所を設定したというところでございます。

○金兵智則委員 広く募集をするのであれば、なんかほかの計画もいろいろもうパブコメをやっているみたいですので、そこに便乗ではないですけども、やると目につく機会が増えるという考え方もあると思うんですけども、そういうことはしないということですね。

○八百坂則勝生活環境課参事 内容を基にですね、コミセン等も広く周知を図るという意味では、設置をするという意見についてはちょっと内部で検討させていただいて、配布のほうをちょっと対応のほうさせていただければと思います。

○金兵智則委員 明日から始まるみたいですので、

今日、明日で大変かもしれないんですけども、市民のほうには、各計画、網走市でよくパブコメを取るけれども、パブコメを取っているという実績が欲しいだけであつて、いつやっているかが実はよくわかっていないんだよねという市民からのクレームめいた声もよく聞こえるので、なるべく広く周知の方法を取っていただきたいなと思います。できるならやっていただきたいと思います。

以上です。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

○古都宣裕委員 これを見ていると、これもともとあつたいろいろな計画を1個にぐっとまとめて、スリム化したようなイメージだとは思うんですけども、これを見ていると、空き家になっているものに対しての、どちらかという管理とかそっちのほうに力が入っているのかなと思うんですけども、仮に積極的に、例えば市で取得して、子育て住宅みたいに改装して、無料で、何年以上住むんだらあげますよみたいな、自治体も結構あつたりするんですけども、そうしたことは計画とかは入ってこない感じなんですかね。

○八百坂則勝生活環境課参事 現在の計画の中ではですね、そういった活用について、計画上では記載のほうはしておりません。ただ、今後の協議会等においてですね、今後進捗管理、会議等ですね、年12回程度行う予定でありますので、その中でもですね、検討のほう、もし話があればですね、検討を進めてまいりたいと思いますし、実際に先月、先々月行われました空家対策協議会の中でもですね、やはりその活用についてというお話もございましたので、その案を基にですね、今後進捗、管理の中で対応のほうを解説してまいりたいと思います。

○古都宣裕委員 あと、先ほど里見委員から質疑もあつた、3ページの(5)の空き家の所有住宅60棟ってなっていますけれども、内容は先ほどの話で、空き家になつてから1年以内の住環境改善等の話で理解はしたんですけども、ということは、これは所有者が貸す、賃貸等を目的に住環境改善をするのもありなのか、それとも新規で、売りに出された、空き家を取得した人が改善するのかなというので、もしそれ新規に取得した人が使う場合とか、もうこれ、取得した時点でもう空き家になるという前提ではない中でも、空き家対策というふうな形になっているのは何でかなというのが、ちょっとよくわからなかつたんですけども。

○小原功建築課長 この目標の設定に当たりましては、国の補助を受けるために、こういう様式の中での計画で、市で補助している部分の記載を60件としたところです。この60棟については住環境改善補助金の制度の中でのものでありますから、自己所有の住宅、1年以内に購入をされて住まわれる方の件数で計上をしているというものでございます。

○古都宣裕委員 今の説明だと、こうしたある程度の目標数値とかこういう計画を出さないと補助メニューの対象にならない部分もあるから、こうした計画をつくりましたという説明ということの理解でよろしかったですか。

○小原功建築課長 そのとおりでございます。

○古都宣裕委員 わかりました。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、ここで理事者入れ替えのため暫時休憩いたします。

午前11時48分休憩

午前11時49分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

次に、議件2. 第4次網走市食育推進計画の策定について説明を求めます。

○本橋洋樹健康推進課長 資料2号を御覧願います。第4次網走市食育推進計画の策定につきまして御説明いたします。

1の計画策定についてでございますが、第4次網走市食育推進計画は、食育基本法第18条に基づく市町村食育推進計画として、食育活動の継続と効果的な食育の推進を図るとともに、食へ感謝し、豊かな人間性を育む日本の心と食文化を継承、発展させていくことを目的に策定するものです。

2の計画期間につきましては、令和7年度から令和11年度の5年間としています。

3の計画の内容でございますが、1つ目、計画の策定に当たっては、計画の策定の趣旨、計画の位置づけ、計画の期間を記載し、計画の推進体制として、網走食育推進会議を中心に施策の実施状況や計画の進捗状況等、食育の推進管理を行うこととしております。2つ目の食をめぐる現状と課題では、食生活や栄養バランス、食を大切にする意識や食文化、食の安全、安心に関する現状と課題を記載しております。3つ目の目標では、計画の基本理念や食育の基本目標を記載しております。

この計画の基本理念は、「こころもからだも食が育む元気なあばしり」とし、継続的な食育の推進をするための基本目標として、①食を通じて健全な心身を育む、②地域の食文化に理解を深め、守り、継承する、③食に対する正しい知識の普及と実践、④食育の基盤づくりと取組の推進の4つを設定しております。

3つ目の食育推進のための施策の展開では、基本目標に基づく食育の推進に向けた施策を記載しております。

内容につきましては、1. 家庭における食育の推進においては、食育に関する情報提供、家庭での食育体験の推進、妊産婦、乳幼児の栄養指導、成人を対象とした食生活改善の推進、高齢者の健康増進の強化についての取組を記載しております。

2. 保育所、幼稚園などにおける食育においては、保育所、幼稚園などの給食を活用した食育の推進、食育体験活動、保護者への啓発についての取組を記載しております。

3. 学校における食育の推進においては、学校給食を活用した食育の推進、様々な体験活動を通じた食育の推進、望ましい食習慣や知識の習得についての取組を記載しております。

4. 地産地消の促進については、安心、安全な農水産物の生産、流通、消費の促進、地産地消と健康づくりの促進についての取組を記載しております。

また、5として、生産者と消費者の交流を通じた食育の推進の取組を記載し、6. 地域における食育の推進と連携では、地域で取り組む食育の基本、社会的課題への取組としての食育についての取組を記載しております。

以上が計画の内容となっております。

4のパブリックコメントの実施についてでございますが、令和7年2月20日から3月19日までの期間として市民等を対象に意見募集を行っており、頂いた意見につきましては計画の参考とさせていただくとともに、市の考えを付してホームページで公表いたします。

説明は以上です。

○永本浩子委員長 それでは、ただいまの説明で質疑等ございますでしょうか。

○古都宣裕委員 これを見てちょっと思うんですけども、食育、大切なことだとは思いますが、今まだ説明はなかったですけども、次のこの食育推進計画案のほうにはちょっと触れていまし

たけれども、この食の安全というところは、この計画の中であまりクローズアップされてないと思うんですよ。食品添加物に関する知識というのは僕らもまだ習ってはきていないんですけども、今現在いろいろなことが言われていて、計画案ではネットとかで調べていろいろあるけれどもというような話になっているので、そこってかなり大事なことで、どういった食品添加物はどういう作りで、体にどういふ影響があるのかというのを知ることは食育の上で大切なのではないかなと思うんですけども、それはどうなんでしょうか。

○本橋洋樹健康推進課長 恐らく素案の10ページになるかと思うんですが、食の安心、安全の部分で、食に関する情報の増加と正しい情報の入手の必要性ということで計画のほうには記載しております。

市としては、生産者、消費者のどちらか一方に偏った説明だけをするのは難しいかなと思う部分もあります。今現在多くの情報が容易に入手できる中で、正しい情報の選択、理解が重要であるというのが課題になっている部分だと思いますので、その部分を計画のほうには記載しています。

○古都宣裕委員 あとですね、ここの安全性とかメリット、デメリット、それぞれあると思うんですけども、赤色3号なんかいろいろ言われている部分もあると思うんですけども。

あとですね、もう1つ抜けているなと思うのが、食のマナーについても教える必要があるのではないかなと思っております。食育というのはどうやって食べるかで、どういったものが安全かの取捨選択ができることというふうにあって、それはそのとおりだなと思うんですけども、あとは、食べる部分についてのマナー、昨今では総理大臣の食べ方がどうだとも言われていますけれども、それだけじゃなくて、やっぱり正しいナイフやフォークの使い方、箸の使い方、魚はどういうふうに食べるものなのかというのを知っていてできないのか、知らないのかというのは大きな違いだと思うんですけども、その辺の知識というのは身につけさせるべきであるとは思いますが、その辺はどうなんでしょうか。

○本橋洋樹健康推進課長 今、食文化の中に食のマナーということだと思えるんですけども、保育園や学校などで一応教えているというふうには私は理解しています。

○古都宣裕委員 学校で教えているというふうな理

解なのは、それは学校教育に確認した上で、学校で教えているということでしょうか。それとも課長がそういうふうに理解しているということなんでしょうか。

○本橋洋樹健康推進課長 直接学校とか保育園には確認はしていないものですので、私の理解としてはそのように理解をしていたということで御理解いただきたいと思います。

○古都宣裕委員 基本的に学校では多分教えていないですね。教えているという話を聞いたことがないんですけども。

食育としてやるからには、これ普通にネットで調べると食育のポイントというので4つ出てくるんですけども、すぐにどんなものを食べたら安全か、危険か、健康になれるかという食べ物を選ぶ力をつける、食事のマナーを教える。三食決まった時間に食べる。主食、主菜、副菜をバランスよく食べる。これらを教えることが食育のポイントなんだろうなというふうに推察できるんですけども、そうした、ある程度こうしたものを網羅していくのが基本的な計画なのではないかなとは思いますが、それはいかがですか。

○本橋洋樹健康推進課長 3の18ページになると思いますけれども、2の保育園、幼稚園等における食育で、一応（1）ですね、昼食時に紙芝居、絵本などを使って食事のマナー、食材の知識についての指導が行われているほかというふうに記載がありますので、保育園、幼稚園などではマナーについては教えているというふうに理解しています。

○古都宣裕委員 それは、保育園とかでは食事中は立ち歩かないだとか、そうした普段、普通に食事する上でのマナーで、幼齢期で学ぶマナーと、だんだんその辺が理解してきたときに学ぶマナーというのは変わってくると思うんですよ。その辺を網羅していただくといいかなとは思いますが、いかがですか。

○本橋洋樹健康推進課長 今後ですね、食育のマナーということで、今後課題という形で挙げて、推進会議などでもんでいきたいと思えます。

○古都宣裕委員 これも先ほど別な議題の中で金兵委員も言っていましたけれども、パブリックコメントを取るなら広く取るべきだというふうな形でおっしゃっていて、本当にそのとおりだなと思うんですけども、これも同じ感じですかね。広く取るのかどうなのか。こういった形のみなのか、もうちょっと

と広くやっていくのかなというのは、いかがですかね。

○永本浩子委員長 古都委員、質問はよろしいですか。

○古都宣裕委員 はい。

○永本浩子委員長 答弁を求めていますか。

○古都宣裕委員 はい。

○本橋洋樹健康推進課長 パブリックコメントを現在実施しております。市公式サイト、健康推進課の窓口、エコーセンター2000、市内コミュニティセンター、あと市内の住民センターなどに配布をしております。

○古都宣裕委員 ここに載っているところは網羅しているのはもちろんなんですけれども、例えば関係する各小中学校や保育園ですとか、あとは食にまつわる場所なので飲食店とか、そういった広く取ることに意味があるのではないかなと思うんですけれども、いかがですか。

○結城慎二健康福祉部長 飲食店等にもというようなお話ですが、それを全て網羅するとなると大変な数になってしまいます。市内公共施設、コミュニティセンター等の公共施設において、飲食店の方も含めてそちらで、あるいは市公式ホームページを見ていただいて、そちらで御意見を寄せていただくという考えで、今課長から答弁申し上げた施設等でパブリックコメントを実施しているということでございます。

○古都宣裕委員 1つ申し添えるのであれば、生産者をはじめ食に関わる人、御飯を食べない人というのは、なかなかそういう人間はいないと思うんですけれども、そうした部分であると、みんな関わることだと、そうした部分で積極的に広く取りに行く姿勢というのが大事なのではないかなと一言申し添えておきます。

以上です。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

○金兵智則委員 端的にお伺いします。

第4次ということですので、第3次計画をどのように評価して、第4次計画は何がどう変わったのかお示してください。

○本橋洋樹健康推進課長 第4次計画につきましては、第3次計画を基に計画の策定を行っております。特に4次計画の中では、食育の全般のPRについてどう進めるかということで、従来の紙などのPRに加えて、今後、一斉送信のツールなどを利用し

た周知についてもやっていきたいというふうに考えております。

○金兵智則委員 第4次計画がね、第3次計画を基にしてないとまたガラッと変わっちゃうので、基にしていることはもちろんなんでしょうけれども、じゃあ第3次計画までをどのように評価していたのか。基にされているのはわかっているんですけども、第3次計画に対してどのような評価をした上で第4次計画に向かったのかということは特にはないんでしょうかね。

○結城慎二健康福祉部長 計画策定に当たって、食育推進会議と市民会議を開催させていただいております。その中で出された意見で言いますと、市で、様々な部署で食育に関する取組をたくさんやられているということは一定御評価をいただきました。

ただ、そのやっている事業が広く市民に知られていないのではないかと、周知はされているんだろうけれどもその方法に課題があるのではないかと御意見を多数いただきました。そこで、先ほど課長が申し上げましたとおり、新たな周知方法だとか、また第3次計画からすると様々な情勢が変わっている部分がございます。網走の例えばグルメだとかでも中身も変わっている部分もありますので、そういう第4次計画策定に当たって、庁内の中で変わっているところを修正するとともに、第3次計画で残った課題、先ほど申し上げました、例えば事業をやっているんだけど市民に知られていないのではないかと、そういうようなところを少し重点的に開催をさせていただいているという状況です。

○永本浩子委員長 よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ほかに質疑ございますか。

○村椿敏章委員 私も今、金兵委員が言っていた部分が気にはなっておりました。

やはり目標を数値化してはいないんでしょうけれども、やはりどこまで進んだのかとか、どれだけやっているのかというところはある程度出していったほうがいいのかと思います。というのも、やはり網走は農業、漁業が盛んで、そして食についてもかなりいろいろ研究されているという部分もありますから、この食育計画というのは非常に大事なものだと思うんですね。そこの強みを生かして、網走の人口が減らないようにも取り組むこともできると思うんですけれども、先ほどの数値とかその辺について、今後検討する計画がないのかどうか、伺いたい

と思います。

○本橋洋樹健康推進課長 今出された課題、目標値などの数値化ということですが、なかなか数値化するのには難しい部分もあるんですが、今後、推進会議などでまた議論として挙げて、課題として調整していきたいと思います。

○村椿敏章委員 ぜひ検討していただきたいと思います。

以上です。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ここで暫時休憩いたします。

午後0時06分休憩

午後0時06分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

時刻は正午を回っておりますけれども、午後の日程等のある委員さんもいらっしゃる関係で、このまま委員会を継続したいと思いますが、皆様、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、続けて、次の議題に移りたいと思います。

それでは次に、議件3. 第3期網走市地域福祉計画について説明を求めます。

○清杉利明社会福祉課長 資料3号を御覧願います。

第3期網走市地域福祉計画の策定につきまして、資料に基づいて御説明させていただきます。

1の計画の位置づけについてでございますが、本計画につきましては、社会福祉法第107条に基づくもので、当市の障がい者福祉計画並びに障がい福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、市民健康づくりプラン、自殺対策行動計画の上位計画と位置づけ、各個別計画との整合性を図りつつ、個別計画と共通の理念で相互をつなぐ役割を果たすとともに、総合的な視点で地域福祉推進を図るための計画と位置づけております。

なお、当市におきましては、再犯防止等の推進に関する法律第8条に基づき、第2期再犯防止推進計画を本計画に包含し、策定しております。

2の計画期間でございますが、計画につきましては5年ごとに策定を行っており、第3期の計画期間につきましては令和7年度から令和11年度までとなっております。令和9年度には中間見直しを行う予定で

ございます。

3の計画の内容でございますが、計画の策定に当たっては、関係者、公募、市民などで構成された網走市地域福祉計画策定委員会を設置し、計画策定の審議を行っております。

計画の構成につきましては、第1章は計画の概要で1ページから6ページ、第2章は地域福祉を取り巻く現状で7ページから11ページ、第3章は基礎調査に見る現状で12ページから23ページ、第4章は計画の基本的方向性で24ページから26ページ、第5章は施策の展開で27ページから46ページ、第6章は計画の推進で47ページとなっております。

第4章につきましては、前計画では計画の理念としておりましたが、この理念を継承し、今計画では、目指すまちの姿としまして、気軽に触れ合い支え合う住みよい網走としております。

また、その実現のために基本目標を5つとしており、1. みんなでつながり支え合う地域の基盤(人)づくり。

2つ目として、誰一人取り残さない地域のまなざし・つながりづくり。

3としまして、住み慣れた地域で安心して暮らせる仕組みづくり。

4として、地域福祉を推進していくための仕組みづくり。

5として、立ち直りを見守り支える地域社会づくり。

なお、5つ目につきましては、再犯防止推進計画の基本目標としております。

今回の基本目標につきましては、〇〇づくりというふうな形で統一をするとともに、前回の計画から一部文言等の整理を行って基本目標としております。

また、そこには各基本目標におきます施策の方向性も記載をしております。

資料は2ページを御覧願います。

第5章につきましては、施策の展開となっております。方向性ごとに施策を記載しております。

基本目標1としまして、①福祉教育の推進、②地域福祉・こころのバリアフリーの意識向上、③ボランティア活動の推進。

基本目標2としまして、①情報収集・提供体制の充実、②としまして、地域での見守り体制の充実、③地域の居場所づくりの推進、基本目標3としましては、①相談体制の充実、②複合課題への対応の推

進、③権利擁護体制の充実、④地域福祉を支える人材の育成とサービスの充実、⑤こころとからだの健康増進、基本目標4としまして、①多機関協働による支援体制の整備、②安心安全なまちづくりの推進、③すべての人が利用しやすい施設整備、基本目標5としましては、①生活の基盤となる就労・住居の確保、②保健医療・福祉サービスの利用の促進、③学校等と連携した犯罪や非行の防止、④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施、⑤国や民間協力者及び市民との連携と広報・啓発活動の推進以上、19の方向性に分けまして、市の取組及び市民、地域に期待する取組について記載をしております。

以上が計画の内容となっております。

また、市の取組内容につきましては、社会情勢の変化や現状と課題、アンケート調査結果などを踏まえまして整理、検討しましたが、すでに実施をしております施策もございますが、その拡充などを含めまして、今計画からの主な施策としましては、目標の2の③居場所づくりでは、多世代交流の場の創設につきまして記載をしております。

目標3の①、相談体制の充実としましては、子ども家庭センターの設置を新規事業として掲載をしております。

目標3の②としましては、複合課題への対応としまして、複合課題への対応で、連携、協働につきまして記載をしております。

目標3の⑤、こころとからだの健康増進につきましては、これはすでに実施をしておりますが、移動型医療サービスにつきまして記載を追加しております。

目標4の①としましては、多機関協働による支援体制の整備としまして、重層的な相談支援体制につきまして記載をしております。

続きまして、4のパブリックコメントの実施についてでございますが、去る2月20日から3月19日までの期間としまして、すでに実施をしておりますが、記載の内容にて受付を行っており、頂いた意見につきましては、計画策定委員会に報告をし、最終的な計画の参考とさせていただき、最終的な計画策定をする予定となっております。

また、実施の期間につきましては、記載では市の公式サイト、社会福祉課、総合福祉センター等となっておりますが、先ほども出ておりましたが、コミュニティセンター、エコーセンターなどにも設置を

しております。

説明は以上となります。

○永本浩子委員長 ただいまの説明で質疑等ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではないようですので、次に進みたいと思います。

○永本浩子委員長 それでは次に、議件4. 第3期網走市子ども子育て支援事業計画について説明を求めます。

○岩本純一子育て支援課長 資料4号を御覧ください。

第3期網走市子ども・子育て支援事業計画につきまして、資料に沿って御説明いたします。

1の計画策定についてでございますが、本計画につきましては、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、本市の子ども・子育て支援サービスの需要量の見込みや確保方策等を計画し、住民や教育・保育従事者、地域行政が協働で取り組んでいく施策、事業の方向を明らかにすることを目的として策定するものでございます。

2の計画期間でございますが、計画につきましては、平成27年の第1期計画以降、5年ごとに策定を行っておりまして、第3期の計画期間につきましては、令和7年度から令和11年度までとなっております。

3の計画の内容でございますが、構成は第1章から第6章までとなっております。

第1章は、計画の策定にあたってとなっており、計画策定に当たっては、網走市子ども・子育て会議を設置し、計画策定の審議を行っております。

第2章は、網走市の子どもと子育て家庭の現状と課題となっております。人口や世帯、就業状況やニーズ調査結果、保育サービスなどの状況について記載をしております。

年齢3区分人口の推移を見ますと、15歳未満の人口割合は平成17年から減少を続けておりまして、少子化が進んでおります。

そのような中、アンケート調査から、網走市は子育てしやすい町だと思ふかの設問に対しましては、表に記載しておりますとおり、そう思う、どちらかと言えばそう思うといった肯定的な評価が否定的な

評価を上回っております。

第3章は、計画の基本的な考え方となっております。

「親も子ども 地域とともに育つまち あばしり」を基本理念としまして、計画推進のために6つの基本目標を設定しております。

資料次のページを御覧ください。

第4章は、分野別施策の展開としまして、6つの基本目標ごとに施策の実施状況及び第3期計画推進内容について記載をしております。

基本目標1は、地域における子育ての支援、そして、子どもと家庭を対象にした地域における子育て支援の取組などについて記載をしております。

基本目標2は、母と子の健康の確保及び増進として、疾病予防と健康増進のために取り組んでおります母子保健事業などについて記載をしております。

基本目標3は、子どもの教育環境の整備としまして、学校教育環境や家庭を支える地域の力を育てる取組などについて記載をしております。

基本目標4は、子育てを支援する生活環境の整備としまして、住宅や公園の整備、防犯、交通安全の取組などについて記載をしております。

基本目標5は、職業生活と家庭生活との両立の推進としまして、男女共同参画や育児休業、休業制度の普及促進などの取組などについて記載をしております。

基本目標6は、要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進としまして、児童虐待防止や一人親家庭への支援、障害のある子どもへの支援などについて、取組などについて記載をしております。

第5章は計画の推進となっております、計画の推進に向けた関係機関、部署との連携体制、計画の進行管理、PDCAサイクルについて記載をしております。

第6章につきましては、別冊の第2部となりますが、子ども子育て支援サービスの需要量の見込みと確保方策となっております、第3期計画期間におけます子ども・子育て支援サービスの需要量の見込みや確保方策について記載をしております。

なお、計画期間中において必要とされる量の見込みに対しまして不足なく対応できる体制となっております。

以上が計画の内容となっております。

4のパブリックコメントの実施についてでございますが、現在3月19日までを期間としまして記載の

内容にて受付を行ってございまして、頂いた意見につきましては、子ども子育て会議の各委員に報告をさせていただき、最終的な計画の参考とさせていただくとともに、計画に資料として記載を行う予定となっております。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 ただいまの説明で質疑等ございますでしょうか。

○古都宣裕委員 資料4号1ページの第2章のところのアンケートなんですけれども、このアンケートの順番で思うのが、そう思う、どちらかというと思う、どちらかというと思う、どちらかというと思う、どちらかというと思う、わからない、不明というふうになっているんですけれども、これだと、心理的にどちらかという、そう思う。特に不満なく、いいとも悪いとも言っていないけれども、最初のほうから人間は見ていくんですけれども、そうなると、特に不満がない方というのは、どちらかというと思うにつけると思うんですよね。となると、何か不満がある方というのは、そうは思わないとか、どちらかという、そうは思わないというのは、明確につけるんですけれども、特に思っていない人というところを最後ほうのわからないとか不明とかのほうに持っていつているんですけれども、真ん中に、いや、特に不満はないみたいな項目をつけると、もう少しはっきりとブラッシュアップできると思うんですけれども、どのように考えますか。

○岩本純一子育て支援課長 この設問のそう思うですが、そういった設問の設定の仕方についてだと思いますが、こちらについては、第2期の子ども子育て事業計画も同じような設問にしてございまして、事業評価をする目安というか、その数値としまして、ここの子育てしやすいと思うかというところのパーセンテージを基に事業評価を行っているというところがございまして、そういったところから設問については第2期と同じような形で設定をさせていただいていると、そういったところでございます。

○古都宣裕委員 評価の部分で、なるべく良い評価を残したいというのは理解できる場所なんですけれども、よい町にしたいという部分で言うと、そこはしっかりとブラッシュアップして、そう思わない、どちらかという、そうは思わないという人たちがどういったところに不満を持っているかというのをしっかりと拾って、その問題、課題解決していくことが大事であって、半分以上が満足しているから大

丈夫というような形で見えることも、ある意味一定数、評価として見栄えは良くなるのかなとは思いますが、そうじゃなくて、しっかりとそうした部分のどっちも思っていないよというところを消した上で、その相対評価がどうなのかというところをしっかりと掘り下げていくことって大事だと思うんですけど、今後、考えとしてはどうですか。

○岩本純一子育て支援課長 今委員おっしゃられた、そう思わないといった否定的な意見の詳細な内容について拾っているかどうかという点でとございますけれども、こちらについては、事業計画には細かくはなっていないですが、アンケートを取る中で自由記載というのを設けております。その中で、そう思わないと回答された方につきましては、詳細なそういった内容も書かれております。そういった否定的な意見につきましては自由意見としてまとめておりますので、それについては、子育て支援課に関わる部分もございまして、それ以外の所管に関わる部分もございまして、そちらについては所管課のほうに情報共有させていただいて施策のほうにつなげていくと、そういったところで反映していきたいというふうに考えております。

○古都宣裕委員 そこも大事だという今指摘なんですけれども、これ、最初の4つを見ると、どちらでもないよと、すごく満足しているわけではないので、特に間もないよという選択肢がけつにきているわけで、その中でもそれがわからないとなっているんですよ。どちらでもないという選択肢はない。だから作為的に見えますよという話なんです。だから、そうじゃなくて、特に満足している部分もない、特に不満もないよという選択肢が最後だとわからない。わからないんじゃない、特になんだけれどもというところなんだけれども、じゃあどちらかといえば、現状でいいから、どちらかという満足している、そう思うというふうになっているのではないかなという潜在が多いのではないかなというところを指摘しているわけで、ちゃんとそこをどういうふうになっているのかというのを拾っていくのは大事ではないですかという話なんです。

○結城慎二健康福祉部長 アンケートの取り方の御指摘だというふうに認識をしました。設問というか回答の順番ということだと思うんですが、確かに回答の項目の順番によって多少の差が出てくるのはあるんだろうと思います。恐らく、一般的に行われている世論調査だとかもそういうことがあるだろう

と思います。ただ、市が行っている各種のアンケート調査で言うと、ほとんどがこういう順番で、肯定的な意見、中間的な意見、わからない、特に意見がないというような形で出させていただいております。これが、例えば順番をわざとこうしているのかということではなくて、一般的な方法を我々は採用しているというふうに考えています。仮に、その議員御指摘のように、その中間的あるいはわからないというようなところを先頭に持ってきたとしても、大きな変化は、私は生じないというふうに思っています。ですので、この子ども・子育て支援計画だけアンケートの手法を変えるということは考えておりません。一般的にこういう順番で、ほかの計画もこういう順番で調査を行っておりますので、一般的な手法として、今後もこの方法で活用していきたいと思っております。

○古都宣裕委員 一般的にと言いますが、一般的に行われているアンケートのほとんどが作為的に行われているものがほとんどであり、テレビ局とかもどちらかというのでやっていて、中間のところをかなり抜けて、今回もそうは思わない、わからない、わからないですよ。自分としてどっちでもないという感覚はわからないんじゃない、どっちでもないんですよ。真ん中という選択肢をちゃんとつけてやるべきではないかな。作為的にやるのがいい、悪いというのもあるとは思いますが、ある意味ちゃんとした、真ん中でちゃんと取れるアンケートの手法というのをしっかりやるべきかなというのは指摘しておきます。

あとですね、もう1点ですね、近年なんですけれども、新潟のほうでも子どもが誘拐されかけたりとか、そういった事件があったりするのを目にするときに、子育ての環境において子供の安全を100%市が担保するかって、それはとても難しいんですけども、それについてもある程度触れて、地域の目というのも書いてありましたけれども、そうした部分でもう少し子供の安全性を町を上げて、ちょっと取り組んでいくんだというところもあるといいのではないかなと思うんですけども、いかがですか。

○岩本純一子育て支援課長 子供の安全の部分だと思います。子供の安全につきましては、基本目標でいきますと、基本目標4に掲げております子育てを支援する生活環境の整備というところの基本施策2のところの安全安心まちづくりの推進という形で、こちらのほうが子供に対しての安全に対する取組、

各部署で取り組んでいる内容が詳細に書かれていると、そういったところで進めてまいりたいというふうには考えております。

○古都宣裕委員 昨今、中高生でもですね、海外まで甘い言葉で誘われて犯罪に巻き込まれたりですとか、幼年期や小学生とかでもですね、スーパーでもトイレでいたずらされたりという事件があったりもしますので、そうした啓発も含めて取り組んでいただければと思います。

○永本浩子委員長 答弁は必要ありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいでしょうか。

○金兵智則委員 端的にお伺いします。

パブコメ、もう始まっているみたいなんですけれども、何か意見とかはもう来ていたりするんですか。

○岩本純一子育て支援課長 パブコメのところ、今時点での御意見はまだ頂いていないということです。

○金兵智則委員 広く行われているようですのであれですけれども。

これ、期間は大体僕も1か月で、始まる時期と終わる時期はなんか決まりとかってあるんですか。前の市民環境部でしたっけ、市民環境部は28日、明日から始まるという話で、健康福祉部は20日でも始まっている計画の説明だったんですけれども、なんか決まりがあるのかなと。

○結城慎二健康福祉部長 計画の始期を4月1日としているものですから、先ほど来3つの計画説明をいたしました、パブコメで頂いた意見も最終的な計画に参考とするということにしておりますので、3月中にその作業を終えなければならないということを考えて、健康福祉部としては20日から1か月という設定にさせていただきます。

○金兵智則委員 それは各部で決めることということなんですね。まとめて出したほうが目立つのかなというちょっと思いもあったものですから、合わせるということも考えたらどうかと。パブコメ、パブコメ、パブコメというのが、だーっと並んだほうが目につくのではないかなと。わざわざ1週間ずらしたら、そこだけぽこーんとなっちゃうので、広く意見を取りたいなら目立つ方法を考えたらどうかと思ったものですから、御意見として参考にして

いただければと思います。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

○古都宣裕委員 すみません、パブリックコメント1点だけですね。

ここは子育てのところなので、子育てしている方、幼稚園、保育園、それから小中学校はメールが回るようになってきていると思うんですよね。そうした中で、パブリックコメントを募集していますよというのをさせていただくのはそんなに大きな手間ではないのかなと思うんですけれども、そうした部分ってやっていますでしょうか。

○岩本純一子育て支援課長 今委員から頂いた御意見を基にしまして、市のホームページに載ってはいらるんですけれども、そちらの周知の方法としまして、その小学校ですとか保育所ですとかそういったところに、こういったところでパブコメをやっていますよというところの周知については検討していきたいというふうには考えます。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、この件はこの程度で終了したいと思います。

以上を持ちまして、文教民生委員会を終了いたします。

お疲れさまでございました。

午後0時34分閉会